

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発生日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ドミニカ共和国	国営ラジオ・テレビ協会の贈与に関する日本国政府とドミニカ共和国政府との交換公文	国営ラジオ・テレビ協会の贈与に関する日本国政府とドミニカ共和国政府との交換公文 1. 番組ソフト及びその調達に必要な役務の供与 2. 上記1.の番組ソフトの輸送に必要な役務の供与	36,400千円 H18.3.31まで	H17.9.29 サントピア ミシゴで (同日)	日本側 岡本治男在ドミニカ共和国大使 ドミニカ共和国側 カルロス・モラレス・トロセンコ ソ外務大臣	H17.10.24 1018号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をHO.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。